

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第18条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。